

新宿区教育委員会会議録

平成20年第8回臨時会

平成20年9月26日

新宿区教育委員会

平成20年第8回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年9月26日(金)

開会 午後 3時03分

閉会 午後 4時45分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

中央図書館長 小 柳 俊 彦

教育政策課長 濱 田 幸 二

教育指導課長 上 原 一 夫

学校運営課長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

教育施設課長 本 間 正 己

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

日程第1 議案第73号 教育財産の用途廃止について

協議

1 「(仮称)新宿区教育ビジョン」素案について

報告

1 牛込地区学校適正配置の進捗状況について(副参事「学校適正配置担当」)

2 その他

開 会

木島委員長 それでは、ただいまから平成20年新宿区教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

議案第73号 教育財産の用途廃止について

木島委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第73号 教育財産の用途廃止についてを議題といたします。

では、議案第73号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長 それでは、議案第73号について説明をさせていただきます。

教育財産の用途廃止ということでございます。提案理由につきましては、現に教育目的に供していない旧館山塩見臨海学園について、教育財産としての用途を廃止するためということでございます。裏面を見ていただきたいと思います。

1番、対象施設については記載のとおりでございます。この前に用途変更ということで、今年3月3日の教育委員会で用途変更についての決定をいただいたところでございます。4月1日以降につきましては用途変更している状態でございますが、その後、用途についていろいろと検討させていただいてございますが、今回用途の廃止をしたいということで、用途廃止、それから財産の引き継ぎの年月日につきましては、今年の10月1日ということで考えてございます。

用途廃止の理由でございますが、平成16年7月の校外施設等あり方検討会の「移動教室・夏季施設のあり方について」、これは最終の報告書でございます。

また、平成18年3月の「新宿区第二次行財政改革計画」、集中プラン対応版でございますが、これに基づきまして、館山塩見臨海学園については、19年度いっばいで学園としての機能を廃止するということに伴いまして、教育目的に供していない旧区外学習施設について用途を今回廃止して、教育財産としての他の活用はないということで、区長部局のほうに財産を引き継ぐということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、敷地面積が1万1,588平米ということは、建物の周り全体の合計なんですか。

教育政策課長 建物の面積も含めて、建物があるところも含めてのすべての敷地面積ということで、1万1,588.39平米でございます。

木島委員長 ほかに。

そうすると、海岸の近くということ、全く平坦なわけですね。これから有効活用を考えるということですね。

教育政策課長 今後は、教育財産としての活用は基本的にないということで引き継ぎますので、区長部局のほうで、その施設、敷地をどうするかという検討に入っていくという形になると思います。

木島委員長 熊谷委員。

熊谷委員 この用途廃止については理解するんですけども、塩見臨海学園がなくなることによって、区内のいわゆる臨海学園といえますか、そのような利用に対する何か希望とか、あるいは何らかの対応方法をお考えになっているんですか。

木島委員長 どうぞ。

教育指導課長 今も政策課長のほうから申し上げましたけれども、あり方検討会が平成16年にございまして、そして廃止をするに当たりまして、17年度から検討を重ねるよという、そんなような検討会の報告を受けまして、17年度から順次、17年度は日光の移動教室を模索いたしました。そして18年度は箱根でございます。19年度は、やはり今までなれ親しんだ塩見でもできないだろうかと、館山塩見でもできないだろうかとということで、代替施設を探しまして、結論から申しますと、今年度におきましては、日光、箱根、そして館山の3カ所で、学校の希望をとって、代替施設で実施をできるということになってございます。

なお、従来の施設の維持管理、運営からしますと、代替施設を利用するほうが年に、単純試算でございますけれども、500万から1,000万近くの金額が安く上がるといったような事態でございますので、今後もそのような形で代替施設での移動教室を継続してやっていくということになるということでございます。

以上でございます。

木島委員長 全く余分な話なんですけど、昔というか、戦後はよく海岸あたりに行きますと、虚弱児童と言うのは失礼なんでしょうけれども、非常に病弱な子のための、よく林間学園みたいな、そういう学園が、東京都とかそういうところにつけられておりましたよね。そうす

ると、例えば新宿なんかでも不登校だとか、そういうためのものとして、あれは箱根があったんですか、そういうものとしてね。そういう意味で、確かに余っているのももったいないし、そうかといって新しくつくるというのも膨大なお金がかかるでしょうけれども、そういうことも時代の流れでしょうがないのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

つまり、代替施設でこれからやっていくという形ですね。

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問がなければ、議案第73号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

協議1 「(仮称)新宿区教育ビジョン」素案について

木島委員長 次に、協議に入ります。

「協議1 「(仮称)新宿区教育ビジョン」素案について」、事務局から説明をお願いします。教育政策課長、どうぞ。

教育政策課長 前回、5日に協議の1回目をさせていただきまして、そのときにまたいろいろと御意見を賜ってございます。今回は、協議の2回目ということでございます。1枚、ペーパーをつくらせていただきましたので、そちらをまず説明をさせていただきます。

今回、素案ということで、教育ビジョンについて策定途中でございますが、策定のまず必要性でございますけれども、これについては御案内のとおり、毎年教育目標を掲げまして基本方針を教育委員会で決定をいただき、総合的に教育行政を推進してきたところでございます。

そういった中で、平成18年12月に制定から約60年ぶりの大幅な教育基本法の改正がありましたし、それを受ける形で学校教育法を含めた教育三法の改正も行ったということで、教育制度全体に向けて大幅な改正を行ったと。そんなことを受けまして、当教育委員会におきまして、そういう教育をめぐる状況が大きく変わってきたこと、子どもの学力や心の状況等、そういったところを的確にとらえる必要があるだろうということ、そのようなことを含めると、今後取り組むべき課題だとか方向をしっかりと整理をさせていただき、新たな課題に対して対応できる教育行政の方向をしっかりと区民の方に明らかにする必要があるという判

断のもとに、策定を考えているところでございます。

2の素案の説明に入る前に、3番の今後のスケジュールについて若干説明させていただきます。今回、協議の2回目ということで、あくまで予定でございますが、次回10月2日に、10月の定例会のほうで、できましたらば、そこで素案の内容についての確定を見たいというふうに思っております。その後、10月の下旬以降ぐらいに、区民に向けましてパブリックコメントの実施、また必要な地域での説明会ということで、何カ所かでこのビジョンにつきまして説明会を開きたいというふうに考えてございます。それを受けた後で、そういった内容も含めまして、最終的に2月の定例会で決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、2のところに戻りますが、素案の内容ということで、今回用意させていただいているものがございます。別紙の1ということで、(仮称)新宿区教育ビジョンの素案というものと、前回もお出ししてございますが、参考ということで、教育ビジョンの施策の体系、それから説明のために、若干、今回概要ということで参考資料をつけさせていただいております。

前回の意見を踏まえまして、若干改正のところを中心に、本文のほうの一部をまず先に説明をさせていただきます。

今回、本文の1枚目開いていただきますと、目次をつくらせていただいております。

まず、第 章ということで、そのビジョンについての策定の趣旨と位置づけ及び計画期間ということで、ここの部分につきましては、前回も御議論をいただきまして、特に御意見がございました基本施策のところにつきまして、前回は具体的な取り組みのところとあわせて3年という形を想定してございましたが、基本施策ということで、これから全体でおおむね10年という中で、基本施策を打つのであればということで、もう少し長い期間がどうかという御議論もございましたので、今回は基本施策については、前期のおおむね5年間ぐらいを1つの視野に入れて施策体系をつくってきたということでございます。それが1つの今回の改正点でございます。

それから、2ページ目のところは前回の内容と基本的には変わってございません。

それから、3ページ目のところの教育目標のところでございます。

3ページ目の教育目標のところでもいろいろと御議論を前回いただいたところでございます。変わった点を中心に申し上げますと、ちょうど丸の中の3つ、教育を推進する中身、どういった人を育てたいかというところの大きな3つの柱として、その内容を若干文言を変

えてございます。

1点目のところについては、前回は自らを律し、互いを思いやる心を持つ人という形にさせていただいてございましたが、その内容を今回、互いを認めということで、まずお互い個々の違い、それをお互いがしっかりと、これは第三者に向けてその子の違いを認め合うということを前提に入れさせていただき、思いやるという言葉が対等の関係ではないじゃないかと、そういった御意見もございましたので、思いやりの心ということで整理をさせていただいてございます。

2点目のところにつきましては、社会のルールを守りという形で、そのところは整理してございましたが、このところについては規範意識なり公共の精神ということで、今回の教育基本法関係を含めて、いろいろと指摘が出ている文章等も含めまして、今回、この言葉としては変えてございます。規範意識や公共の精神に基づきということで、社会のルールを守りというところを変えてきているところでございます。

3点目につきましては、直接文章としては変わってございませませんが、読点を2カ所つけさせていただき、自ら学びというところ、それから考え、非常に思考すること自体も重要であるということから、そこをしっかりと明確にするために、読点を2つつけさせていただいているところが、今回の改正点でございます。

次の4ページ、5ページ目でございます。

これは、前回のときに第 3 章の3ということで、基本的な考え、教育をめぐる現状と課題への認識というところで、若干文章を書く予定でございましたが、特に国のほうは20年7月に教育振興計画をつくってございます。そういったことを含めて、今求められる教育の姿ということで、章立てを別にさせていただき、その中では教育をめぐる現状と課題というところで、1番に話をさせていただいてございます。

そのところの内容についてはそこに記載のとおりでございますけれども、課題としても大きく3つということで触れさせていただいてございます。都市化や少子化の進展だとか、家庭や地域の教育力の問題だとか、個人の明確な目的意識を持ったり意識的に取り組むことが困難になってきているということの指摘、子どもの学ぶ意欲や学力や体力の低下との絡みの指摘、それから、超高齢化社会やグローバル化の進む中、そういったところでの課題があり、またそれに対する解決へ向けての期待があるというところを整理して書いてございます。

2つ目については、これは平成17年度の新宿区の区民意識調査でございますが、そこにあられた教育に対する期待ということで、「学校で子どもに身につけてほしい力」、「学校

教育の中で特に充実すべきこと」ということで、調査をさせていただき、そこから出てきた区民の思いというものをそこに記載しております。思考力・判断力を伴う豊かな学力を身につけることが、かなり多数の御意見としてございました。

また、次いで思いやりだとか、表現力・コミュニケーション能力、規範意識、そういったものがございます。

また、学力の面では基礎学力、教員の資質の向上について挙げる区民も多くおられました。個性や可能性を伸ばす教育というところで、かなりいろいろな御意見があるということ、ここでは記載させていただいてございます。

それを受ける形で、今、求められる教育の姿ということで3番目に整理をさせていただき、「生きる力」の育成ということで、大きく、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という面で記載をさせていただいてございます。

そんなところを踏まえまして、6ページ以降でございますが、第 章のところということで、3つの柱と14の課題というところで、前回申し上げたところと内容的には基本的には変わってございませんが、特に課題4番と課題5番のところ、順番を入れかえさせていただいてございます。子どもの発達段階に合わせまして、就学前の教育の充実を課題4のほうへ、課題5のほうに連携教育の推進という形で変えてきてございます。

それから、7ページ以降につきましてが、今回、新たに私どものほうで前回の意見を聞きまして、具体的に文章化してきたところでございます。

この内容については、きょうの参考のほうの概要の2ページ目、3ページ目のところで、若干説明をさせていただきたいと思っております。

本文の構成の内容につきましては、課題に対しまして、現状と課題ということを分析をさせていただいてございます。その中に表だとか図だとかを使わせていただき、そこにはなるべく新宿区のデータを使うような形をとらせていただいております。それが無い場合は、国や東京都などのデータ等を使わせていただき、その課題に挙げられているところの現状、そこから見える課題は何かということ抽出させていただき、そこからの取り組みの方向を記載をさせていただき、具体的なおおむね5年間の施策の体系をつくる、そんな形で整理をさせていただいてございます。

概要のほうを見ていただきたいと思います。

概要のほうの2ページ目以降でございます。

まず、1番の大きな柱の子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の

実現というところで、まず知・徳・体の知の部分でございますが、課題1で、確かな学力の向上ということで3点、先ほど申しましたように、取り組みの方針のところ整理をさせていただいているものでございます。義務教育で身につける最低限の学力の保証ということで、これはしっかりと公的な教育が目指すべきところということで、しっかり担保しようというところ。基礎基本の確実な定着をねらうというところも書かせていただいております。

2点目につきましては、知識基盤社会における活用型、また探究型の学習指導の充実、それから国際的な通用性を入れたということで、特に今回の大きな目玉になってございます、理数教育だとか外国語の教育の充実というところを記載させていただいております。

それから、学習意欲という面において、特にそういった習慣をしっかりとつくるために、主体的に学ぶ機会の充実が必要だというふうな形で指摘をさせていただいております。

2つ目の徳と体の部分でございますが、豊かな心と健やかな体づくりというところにつきましては、ここも丸2つ用意させていただいております。

1つは、道徳教育の充実やいのちの教育、キャリア教育や法教育の推進をしていくという必要性があるということを書いてございます。

2つ目については、特に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力の育成、あとは生活習慣病の早期の改善ということの必要性があるというふうに御指摘をさせていただいているところでございます。

それから、課題の3番でございますが、言語・体験活動の充実というところで、特に1との関連が非常に強いところで、今回の1つの目玉にもなっているところでございますが、3つの課題に対する方向性ということで書かせていただいております。

1つは、思考や判断の知的な活動やコミュニケーション、感性や情緒の基盤である、特に言語能力の向上、特に国語能力ということになるかと思いますが、その力を上げていくということが必要だということを書いてございます。

2点目は、言語や、特に体験活動を重視した指導の実施を実際にやる必要性が非常に大きいということを書かせていただいております。

3点目は、子どもが特に図書に親しむということで、読書の切り口で環境を整備していく必要性をうたっているところでございます。

課題4のところでございますが、就学前教育の充実というところの案でございます。

ここについては、保育・幼児教育の機会の充実、それからおのおの施設の選択肢を拡大することによって、就学前の保護者のニーズに対応する必要性があるというところの記載が1

つ。

それから、今ある保育園、幼稚園の保育内容のさらなる充実と、また新宿区の場合には子ども園みたいなものを積極的につくってございますので、そういったところ、プラス幼稚園の、特に子育てにおける支援機能自体をさらに充実する必要があるということで書かせていただいております。

課題5でございますが、ここは連携教育の推進ということでございます。

大きく、これも2つでございますが、小学校への円滑な接続ということで、未就学児の体験の場の確保、それから幼・保・小の保育士とか教員との相互理解や連携ということで、カリキュラムについても、それについて合同でのそういったものができるかどうかを含めて、カリキュラムづくりが必要だというふうに書いてございます。

それから、2つ目については、小・中の連携というところでのさらなる、今までもやってございますが、より一層の推進。6・3制のカリキュラムを補うような連携カリキュラムは今後どうつくることが必要かということで、その必要性も、また指導体制の構築ということで記載をさせていただいているところでございます。

2つ目の柱につきましては、課題6から課題9でございますが、課題6については、地域との連携による教育の推進というところでございます。

ここにつきましては、2点ということで、地域と協働連携による学校づくりということで、ここについては特に地域協働学校を既に四谷中で始めてございますが、そういったところ。それから、並行して評議員自体の活性化や運営について、また学校評価についての仕組み、こういったところをしっかりとやる必要があるということに記載してございます。

2つ目については、地域でのネットワークや学校応援団づくりの必要性を書いているところでございます。

課題7のところについては、家庭の教育力の向上と活動支援というところで、大きく2つ書いてございます。

しっかりと保護者の方が自信を持って子育てをしていただくために、学習の機会や場の充実ということで、親力をつけていただくためにどうするかという点。

保護者会やPTAの活動の活性化を担うために、教育委員会としてどのような支援ができるかということで、その支援体制の充実をうたっているところでございます。

課題8につきましては、地域の知の拠点としての図書館の充実ということで、ここも2点書いてございます。

読書という切り口で環境づくりをしっかりとっていくこと。それから、中央図書館が新たに移転をすることによって、中央図書館の機能を再構築することによって、そのあたりの整備もしていく。また、積極的な情報発信等を含めて区民の生活に役立つ情報支援をどうするかという形で記載させていただいてございます。

2点目については、第二次新宿区子ども読書活動推進計画に基づきまして、子どもが読書に親しむ機会や場の充実を書いているところでございます。

課題9でございますが、子どもの安全と子どもを守る環境づくりというところでございます。

子どもの危機管理意識や啓発活動の推進ということで、子ども自身を守るという仕組みも大事でございますが、子ども自身が自ら危機管理能力を育成してもらって、そういう能力をつけてもらうということの必要性、また情報モラル教育の推進をしていくということに記載させていただいてございます。

次のページでございますが、大きく3つ目の柱のところでございます。

課題10番でございますが、学校適正配置の推進ということで、より快適で教育効果を高めるための学校施設を今後もしていく必要があるということに記載してございます。

課題11については、学校の経営力の強化ということで、特に校長のリーダーシップのもとに組織的、機動的な学校運営、また予算や人事における校長裁量権の拡大、確保するということ。学校の情報化ということで、今後ICT化を行うわけでございますが、そういったところについての必要性や充実、また今の学校事務のあり方を含めた、学校事務自体の効率化を図ることによって、経営能力を高める努力を支援するという形の必要性を書いているところでございます。

課題12のところについては、教員の授業力の向上というところで、教員の方の経験や職層に応じた、これは研修の充実という点、それから退職校長を中心に授業改善推進員を派遣し、若手の教員の指導に当たってございますが、それをさらに指導し、充実していくということ。

それから、先ほど出ました学校の情報化に基づく、結果的には、わかる授業という目的を達成するために、そういった整備をしていくことと、教員同士の現在持っている情報も共有化して、実際にそこで使う教材の開発や活用を進めていくということに記載させていただいてございます。

課題13のところについては、支援を要する子どもに応じた教育の推進ということで、いじめだとか不登校だとか虐待だとか、ネグレクトもそうでございますが、教育相談の充実だっ

たり、生活指導における支援の充実、関係機関ということでの連携の体制の整備。

それから、障害のあるお子さんに対しての就学前から卒業まで、場合によっては、これは就労につながるところへの協力体制ということも踏まえてのことでございますが、そういったところ。

それから、特に外国籍の子ども、また帰国子女を含めまして、日本語のわからない子どもさんに対する日本語の初期の段階での指導と、そういった教科学習能力の育成と支援というところが重要だというふうに書かせていただいております。

最後は、14の学校施設の整備ということでハード面でございますが、今までも進めていました空調の整備について、さらに特別教室やPTA活動の会議室等の部分の整備、それから緑化、緑や公園の芝生化、校庭の芝生化を含めた、環境に配慮した設計等、そういったことを十分導入する必要があるというふうに記載をさせていただいております。

最後の 章につきましては、こういった教育ビジョンを実現するための視点として、大きく4点書いてございます。

1点目は、教育委員会の活動の充実ということで、これは教育委員会の事業の展開については、点検・評価をし、その内容を公表し、報告することになってございますので、そのあたりの実施をしっかりとやること。それから、従来にも情報の発信はしてございますが、より開かれた教育委員会を展開するための情報発信の充実を図るということ。

2点目については、教育センターの機能を、今もいろいろ機能を持ってございますが、もっと強くいろんなことができるように、充実を図るためのあり方の検討を中心に書かせていただいております。

3点目につきましては、関係機関等との連携・協力ということで、特に内部においては区長部局、子ども家庭部や地域文化部との連携を始めまして、外部的には区民や関係団体、企業や大学等との連携を強くして、子育てについて、また教育について、しっかりと支え合うシステムをつくっていくということを記載させていただいております。

最後の国や東京都の部分につきましては、学級編制の弾力的な運営ができるよう、人的な配置等が権限のもとでできるよう、そういったところの配備ないしは、また都職員の人事権そのものがしっかりと区にあってできるようにするというので、引き続き要望をしていくということを書かせていただいております。

非常に雑駁な説明で申しわけございませんが、協議をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。前回の議論でいろいろ問題になったところを非常に優秀なメンバーで一生懸命直していただいて、きょう配付されて、このような文章にまとまったわけですが、ぽつぽつと気になるようなところからでもよろしいと思いますので、御意見等ありましたら。

どうぞ。熊谷委員。

熊谷委員 これをもってパブコメをおかけになるようですけれども、素案で中身を一応パブコメにかけて御意見をいただいて、それから十分にそれを反映して、さらによりよい素案を案に変え、さらに案をとっていこうということだと思っておりますけれども、それはいいんですが、このパブコメにかけるときも、仮称はついているんですか。つまり、仮称というのは、この新宿教育ビジョンというタイトルについてもパブコメで、何か御意見をいただこうと、こういうことなんでしょうか。ちょっと、この辺の仮称がついて、また素案になっているので、パブコメにかけるときまでには、例えば仮称はとって素案ということでかけるのか、その辺は多分パブコメをなさる方も少し疑問に思われるかもしれないので、その辺をちょっと説明していただきたいんですけれども。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 きょうは協議の2度目ということでございますので、実際に教育委員会で一定の決定を見るときには、これは仮称ということをとって、教育委員会としての1つの素案という形を出させていただければと思っておりますので、素案という形で教育委員会でこれでいいということであれば、この仮称はとって出していきたいというふうに考えてございます。きょうは協議ということで、仮称がついてございます。

木島委員長 どうぞ、白井委員。

白井委員 今までの議論を踏まえて、かなり現状分析から将来像にわたってまとめていただいて、大変よくまとめられていると思います。

ただ、1つ、まずビジョンとしての部分が3つの柱と14の課題と。これは一応10年間の目標の柱という確認でよろしいわけですね。基本施策が5年ということ。それで当面の3年というのは、ある程度新宿区のビジョンというか実行計画ですか、その予算相当等の兼ね合いの中から実現できるであろうという形で、一応例示ですけれども、取り組みとして上げられたものと、まずこういう構成ということによろしいんですね。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 白井委員おっしゃったとおり、パブコメにかける範囲としましては、この基本方針のところでの文章までということで、今回のこれについては、御審議いただくためのところで例示ということでつけさせていただいてございます。

具体的に、今、例示の取り組みの内容につきましては、実行計画の23年度までのやっているもので、計画上になっているものもございまして、来年これからどうするかというところはこれからの議論になりますけれども、そういったところを含めて、これは1つの担保になるものを前提にするということにはなってございます。

木島委員長 どうぞ。

教育長 関連で、この具体的な取り組みの例示のところを予算がとれるところで、どうなるかという御説明をちょっと確認したいと思います。

教育政策課長 今の御質問でございますけれども、きょうは協議ということで、この参考の文章は、具体的なイメージを持ってということで出させていただいてございます。素案として、教育委員会で決定を受け、それからパブコメになったときには、具体的な例示そのものについては、直接のパブコメを受ける対象とはしませんので、基本的な考え方、こういった方向でいいかどうか、そういったところの議論を中心にするということで、きょうお示しましたこの参考につきましては、パブコメの対象からは外れてございます、この資料につきましては。

教育長 要は、この素案がとれたときには、具体的な取り組みのところも別途入ってくるといことで、私は理解していますが。

教育政策課長 申しわけございませんでした。

素案として、実際にこれを区民の方に御意見をいただき、最終バージョンになりますと、具体的な取り組みをどうするかを含めて、内容的には一本化したもので、ビジョンという形にはなります。

白井委員 それで、次の質問に入ります。

これを各課ごと、それぞれの思いを持って多分つくっていただいたと思いますので、ちょっとこれだけの膨大なものを読めと言われても、ある意味総花的にしか映らないので、各課ごと、例えば教育指導課としては3年、または5年後、ある程度こういう熱意でもってやりたくてこれを出していますというのをちょっとお聞きしたいなと思うんです。そういう部分をちょっとお聞かせください。

木島委員長 どうぞ。

教育指導課長 ちょうど教育指導課に係る分がたくさんございますけれども、時間の関係もございまして、主に課題1、2、3のあたりについて述べさせていただきます。

特に、課題1につきましては、前回協議の場で、随分委員の皆様方からも御意見をちょうだいしたところでございます。まさに、今回、先ほど政策課長のほうから御説明申し上げたところでございますけれども、やはり1つは、保証という言葉もございまして、確かな学力を向上させるためには、3つ、私ども力を入れたいと考えたところでございます。

1つは、学びの保証ということでございます。それともう一つが、知識基盤社会に生きる力の育成、まさにこれは新学習指導要領で求められているこんな力なんだと、その力をつけていくんだということでございます。そして、もう一つが、まさに確かな学力をつけていく基盤となるものが、一人一人の子に対して学習意欲を向上させていくんだということ、そして家庭の学習習慣をしっかりつけていかなければいけないんだということでございます。

羽原委員から賜りました、あきらめないという、一人一人の子に対して、この子はしょうがないということなく、あきらめないという言葉を入れ込むことはしませんでした、思いの中には、まさにすべての子に対して力をつけていく方策ということで、実際には予算の関係もございまして、具体的な取り組みまでは書き込めない部分もございまして、いろんな入れ込みをさせていただいたところでございます。

課題2のところ、豊かな心と健やかな体づくりにつきましては、特に豊かな心につきましては、これも本当にもう一つの命の部分だと思っております。大きく見ますと、一言で言ってしまうと、道徳教育ということに尽きるのかもしれませんが、単なる表面的な言葉ではなく、学校教育活動全体を通した道徳教育をどうあるべきかといったところを書き込んだつもりでございます。

あわせて、学校だけではなく、例えば今現在、地域の方にも見ていただくような道徳授業、地区公開講座もございまして、例えばスクールコーディネーターの方を中心として、まさに地域ぐるみで、またひとつ道徳の授業をごらんいただきながら、子どもたちの道徳教育どうするんだといったところまでも議論できるような、そんな形をしていきたいと思っております。そしてまた、まさに生き方の問題ですので、それを考えるに当たりましては、より具体的な福祉体験とかボランティア体験とか、あるいは実学的な体験教育も含めて、さまざまな体験を踏まえながら、社会性をつけていながら考えさせていきたいということを強く感じたところでございます。

また、基礎体力につきましても、これをなかなか策としてはつけづらいところではござい

ますけれども、PTA、あるいは地域の中でもさまざまなすばらしい取り組みもございます。PTAの方々が朝から学校を開放して、子どもたちのためにドッジボールをやってくださったりとか、いろんな取り組みもございます。そして、今回の議会でも何か具体的な方策をとれないのかなんていう、そんな質問もいただいたところでございまして、まさに本当に何がいいかわかりませんが、例えば一例ですけれども、これ実際にやるかわかりませんが、全校でスピードを競うことなくマラソンに取り組もうじゃないとか、何か本当にウェーブを持たせるような、そんな取り組みをしたいと思っております。

あわせて、やはり健康というものは心と体でございます。思春期の子どもたちでもございますので、まさに保健の観点も踏まえながら、思春期の子どもたちの心の部分まで踏み込んでいくような、そんな取り組みをしていきたい。そんな願いを書き込んだところでございます。

もう一つだけ述べさせていただきますと、3点目が、今回、特に学習指導要領の改訂の趣旨としても、言語と体験ということがまさに教科道徳特別活動、総合的な学習の時間を横出しする形で重要だということが叫ばれているところでございます。まさに、そんなところでは、言語につきましては、まずは本当に学校教育活動全体を通して、まずは第一歩は、日常の言語環境から、本当に子どもと教員が友達同士のような言葉遣いをしているところから始まって、あるいは友達同士が本当に何か粗雑な言葉遣いを使っているところから生活が始まっておりますので、そんな言語環境から始まって、全教科の中でさまざまないろんな調べ学習等々もしますけれども、自分たちでじっくり調べ、考えたことを書く。もう全教科を通して共通して書くことの指導を重視していこうと。そして自分の考えをまとめようと。そして、それを人にわかるように伝える。そんなようなことを、今後5年、10年にわたって全学校で重視していくような取り組みにしたい、そんなことを考えているところでございます。

当然、それに当たりましては、書くというものだけではなく、図書館と連動しながら、読書活動等々も、あるいは古典なども踏まえながら、音読、文読等々も踏まえながらウェーブを起こしていきたい、そんなようなことも書き込んでございます。

また、体験につきましても、これまた座学で終わることなく、これまた全教科、領域、総合的な学習の時間の中で、さまざまな体験的な活動を通した学びを深めていくというようなことを盛り込んだところでございます。本当に一例でございますけれども、御紹介させていただきました。

学校運営課長 指導課長は言うことがたくさんあってうらやましいんですけども、学校運

営課というのは、そういったことの下支えをただひたすら行うところでありまして、そんな中で、ちょっとうれしい前向きな話というのは、子ども園の話とかもあるんですけども、それはこちらに副参事がいますので、後ほどしゃべると思います。

私が何を言うか。今年度は、実は机・いすの更新ということで、全校新しくさせていただいたなんていううれしい話があるんです。それは置きまして、この教育ビジョンの中で言いますと、私どもでうれしいなというか、ここはしっかりやりたいなというのは、支援を要する子どもに応じた教育の推進という中で、特に情緒障害、発達障害の方の通級指導学級の充実というのがあります。それがここにしっかり書き込まれてきたということで、これはしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

それから、私ども学校運営課が直接教育に携わっているわけではないんですけども、日本語の不得手なお子さんが日本の学校に行きたいとあって、最初にいらっしゃるのが学校運営課の窓口でして、そのときに日本語教育をきちんとやれる体制を、今回さらに強化するということができて、これはどこの学校にそのお子さんに行っていたらいい、それから日本でどのような学校生活を行うかということについて、とっても明るい話ができるということで、これは私どもの窓口で日本の学校の御案内をするときにはとっても大きな力になるかなと。その辺が今回のビジョンの中で言えば学校運営課としてかかわる部分としては、そういったことが挙げられております。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 私のほうからは課題4、就学前の教育の充実ということをメインに思いのほどを話させていただきます。

御存じのように、よく言われることですが、就学前の教育、これの重要性というものに関しましては、お子さんがさまざまな人とかかわりや多様な体験を通して、豊かな感性を養うとともに、その後の教育に向けての意欲だとか、あるいは教育態度の基礎を培うための探究心、あるいは好奇心などを育てていくといったところで、大変その時期における取り組みの重要性というものを新宿区は強く持っているというところがございます。

そうした中で、都内初の公立の認定子ども園である四谷子ども園、これが昨年4月に開園したわけでございますが、今後もこの就学前の保育教育の取り組みについての必要性を強く持って、こういった公私立の幼稚園や保育園、そして子ども園といった、地域におけるさまざまな社会資源、こういったものを活用して、その機会、それから選択肢を広げて、また保護者の方もそれぞれ個々がお持ちになっているニーズに応じて、そういった施設の選択肢ができるように、環境を整備していくというところでございます。

また、公私のところで申し上げれば、幼稚園においては、依然として公私の保育園入園料の差が存在はいたしますが、その格差自体も、新宿区においては、補助を行うことによって少しずつ解消しつつあるというふうにとらえておりますが、そういった公私格差を縮めて、保護者の選択の幅も広げていく。

それと、既存の保育園、幼稚園における教育内容についても、これはこれまで培ってきたもの、積み上げてきたものに、さらによりよい就学前の教育の場となるような取り組みとして、職員の合同研修だとか、近隣の園同士による交流保育、こういったものをさらに充実していくと。

最後に、今回の中で出しておりますのは、幼稚園における子育て支援という部分で、幼稚園の教育要領の中でも、地域の子育て支援といったものがより明確化されてきておりますので、今後、教育課程外での活動ということにはなりますが、地域における子育て支援の一翼を担っていただくといったことで機能の充実を図ると、こういったところを今後進めていきたいという思いでございます。

教育施設課長 教育指導課とか学校運営課に比べて話題は少ないですけども、地味な面はありますけれども、ただお金は使っています。それで、ハード面のほうを下支えをしているというところがございます。

基本的に、この教育ビジョンの中では47ページが私のところの課題14でございます。学校施設の整備というところです。

それで、従来から学校施設、ハード面に関しましては、いわゆる安心して学べる学校施設という考え方です。それで、さらに言えば、学習意欲が高まる学校施設というのになればさらに理想的だというふうに思っています。ということで、耐震の関係もやってきました。それから、いわゆる空調化ということもやってきたということでございます。

それに加えて、さらにこれからは、教育目標にも出ていますけれども、環境のことです。環境に関して環境に配慮した学校施設というものが、そういう方向性が非常に大事になってくると思っています。

というのは、巨大な施設でもあります。だからそういう意味では、学校の管理者がその環境ということをかなり意識しないといけないという面があります。

それから、もう一つはやはり子どもの教育という面からしても、学校生活の中での環境ということに目を向けるために一番身近なところでの配慮というのが必要だと思っています。その辺が今後の課題だということがあります。

申し上げたいのは、安全・安心ということで進めてきた学校施設の整備と、それから環境に配慮した施設というのが、時には矛盾するような場合もあるわけです。その辺を調整していく、いわゆる工夫しながら、うまくそこを政策としてやっていくというところが、これから大切ではないかなと、このように考えております。

以上です。

木島委員長 どうぞ。

副参事（学校適正配置担当） 35ページの課題10になりますけれども、取り組みの方向の中にもありますように、学校の施設というところは、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習の場であり、生活の場であるということでございます。学習の場というところは教師から勉強を教わるということでございますけれども、生活の場の中で、やはり子ども同士で互いに学び合う、切磋琢磨する環境というところを非常に重要に考えております。

ですから、今、小規模校になりますと統廃合ということを進めておりますけれども、今の親御さんたちは学習中心という、そちらのほうにウエートが大きいような感じがしております。しかし、子どもが成長する上で、学校というところは社会に羽ばたくための仮想空間であるということが言えると思いますので、その中でいろんなことを、友達同士の中で自発的に学び合い、そこで成長していくものと考えておりますので、統廃合によってよりよい教育環境ができることに向かって進めていきたいと考えております。

この中では適正配置の考え方が平成4年7月に答申ができて、その考え方を踏まえて行っているわけでございます。今後も、地域の皆様にそれらの考え方を理解していただいて、地域の力をいい方向で、統合に向けて、その力を有意義に出していただければと思っております。

以上でございます。

中央図書館長 教育委員会の中では、若干毛色が違うところがあるんですが、少なくとも私もこの教育ビジョンの中で、決定的に大きく伝えていきたいなと思っているのは、図書館の潜在能力、これを大いに活用していただきたい。この31ページのほうにも課題8として、地域の知の拠点という言葉を使っています。まさに、図書館が持っている潜在能力を活用すれば、地域の知の拠点としていろんな方に使われるはずなんですけど、ただ31ページをもらっていただきますと、利用状況についても貸し出しが中心になっている。83%の人が実際に図書館に来る場合には貸し出し目的で来ている。

また、図書館の所蔵している資料についても、2割方は貸し出し、または貸し出しのため

の準備としてカウンターに置かれている。ですから、実際に図書館に来られた方は、8割の書架を見て、魅力的な本が余りないと、こういうふうな評価してしまう。そうではなくて、やはりこれからの図書館としては、こういったもろもろの潜在的な能力を發揮するために、1つには蔵書の充実も1つあります。また、もう一つには、インターネットがどんどん盛んになって、いろんな意味で知識が得られる。そんな状況の中では、従来持っている知識が陳腐化されていく、それをまた補強していく、そういうような場面として、図書館がその拠点になるべきではないかということで、改めて図書館の再構築を図っていききたいというふうに考えています。

もう一つ、学校関係で申し上げますと、子ども読書活動、これが1つ大きな柱になっています。ライフステージに合わせて読書環境を整えていくわけですが、その中でも、とりわけ子どもの時代にどれだけ読書に親しめるかということで、学校図書館との関連も含めて、子どもの読書活動については、存分に力を注いでいこうと、こういうような思いで、今回課題を取り上げ、また基本方針を出しております。

よろしく願いいたします。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 私の立場は、全体の教育政策ということで、調整の窓口とともに、今年度から家庭教育の部分、地域教育を含めて、大きな今までの生涯学習部門の教育委員会に残っている1つの最後のとりででございますので、そことの関係でいきますと、特に課題7のところで、家庭の教育力の向上と、そのための支援策をどうするかということが大きな課題です。

ここの学校教育に、しっかりと基礎をなす家庭教育の部分については、教育委員会も目線をしっかりして、支援策をやっていかないと、保護者もこの表の9なり見ていただくと、全国的にはいろいろと家庭の教育力が低くなったり、社会の学校に対する理解が下がったりとか、しつけ等の欠如がなかなか深刻だという目線もありながら、表の9を見ますと、これは小学校のPTA連合会の実施でございますけれども、なかなか意識が高いものが新宿の保護者にはあるなというところが、1つは傾向として出てございますが、そういった意識の高い人もありながら、全然保護者会等にも顔を出さない、すべて学校任せといったところもあるというところもございます。

そんなところで、どのように家庭の教育力をつけるかということが大きな課題でございますので、今、いろいろと家庭教育のための講座や学級をやってございますが、こういったものもまた当然に工夫をして、より参加者をふやしたり、また入学前プログラムはなかなか

人気もございますので、そういったところの充実をどう図っていくか。

それから、できればいろいろと各小学校や幼稚園や、または保育園、地域でもいろんな各段階に分かれた保護者がおられますから、そういったところとの連携をどうするか。

また、おやじの会と、特に父親の個別の活動をなさっておられる団体があったり、また最終的には企業が、そういう家庭の教育力に対して支援をどうしていただけるかというところが大きな課題ですので、その点を中心に記載をさせていただいてございます。

課題9のところについては、従来から教育政策課が大きな課題として、どういうふうに子どもの安全を守っていくかというところで、どちらかという保護者のいろんな要望に合わせて、特に子どもは通学路の安全を主に考えてございましたが、今は危機管理そのものについて、学校における危機管理は教育委員会の窓口でもございますので、危機管理課と合わせまして、こういった形での連携プレーができるか。

また、含めて学校での安全教育と、それを支援する形の中で、教育委員会として何ができるか。そんなところが特に区長部局との、これも連携になってこようかと思っておりますので、そういったところをしっかりとやっていきたいというところで書かせていただいているところでございます。

最後のところで、子どもの所管としては、教育委員会自体の今後の活動の充実というところが1つのテーマですので、ここにつきましても、各委員の皆様方の御協力をいただきながら、教育委員会としてより開かれた活発な活動に向けてどうするかというところを、子どもしっかりと支えていきたいというふうに思っております。

以上です。

木島委員長 どうぞ。

次長 私だけ言わないのも何ですから一言だけ。

初めて教育委員会として10年間の大きいスパンの目標を持ったわけでございます。なかなかこういうものというのは、大体の場合はつくってしまっておしまいということが多いんですが、まさにこれから始まりだと思っておりますので、学校、教育委員会、保護者、地域がこの目標をもとにして、どうやって子どもたちが育っていくかということが大事なことだと思っております。ですから、これから教育委員会の正念場でありまして、具体的な施策をどうするかが一番の問題でございますので、子どもたちの10年後を踏まえながら、本当にいい施策をつくっていききたいなと思っております。

木島委員長 よろしいですか。

白井委員 ありがとうございます。

ちょっと嫌味っぽく皆さんに言っていたのは、実はやはり次長がおっしゃったように、これを形だけつくるんじゃなくて、内実として達成するためには、事務局のリーダーシップに負うところが多いものですから。それで、皆さんが今熱い思いで、教育観を持ってそれぞれの仕事をしているということも大変理解できまして、そういう点では49ページの教育委員会の活動の充実のところ、(3)で、各課のより一層の連携、協力の推進という形で、やはり各課が1つとなってやっていくというのを入れておいて、皆さんの思いを言葉として入れておいたらどうかと思うんですが。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 教育委員会を支えるのは、当然に各事務局の各所管でございますので、そういったところは御指摘いただいたとおりでございますので、一定の文言については少し検討させていただきます。

木島委員長 羽原委員。

羽原委員 皆さんの説明は9割よくわかりまして、理解いたしました。ただし、1割納得いかないもので、前回申し上げたこともしつこくて恐縮ですが、ちょっと言わせてください。

課題1の学力の問題です。小学校、中学校という義務教育を経た子どもたちが、今どういう大学生の学力として僕たちのところへ送り込まれているかという観点から、あえてしつこく申し上げたい。

それは、これを見ると通常の子どもたちは、課題1に収容されて、それから課題13で外国籍、あるいは障害のある子どもたち、ここで対象化されて、そのこと自体はいいんです。13のほうはね。ただ、第1のほうは、皆さん表現力にたけているから、これも一人一人と言うと人さまざまだから、これでちぐはぐとは言えないけれども、放っておいてもできていく子どもはいいんです。そうじゃなくて、レベルについていけない、毎回繰り返しですが、基礎学力に至らない子どもたちに対して、義務教育を担当している教育委員会はどうするんだと。この辺の表現が非常に巧みにないことはないんだけど、巧み過ぎてアクセントがついていない。

僕は、新宿区はもうちょっと、どこでも全国同じ状況だけれども、新宿区はもうちょっとパンチのある政策をアピールすべきだと。その表現を、もっと稚拙な表現でいいから、やるぞという、10年後、多分今の大学生を送り出すのは新宿区だと僕は何となく思っているけれども、このビジョンではそうだと思うんです。だけど、もうちょっとパンチのある、ひとり

立ちできる子どもはいいんです。それから問題のある子ども、個別の問題の対応はいいんです。だけど、そうじゃない、現実におくれている子どもたち、あるいはついていけない子どもたち、これに対する対策を、どこも父兄たちはそれを望んでいるんです。自分の子どもができないということを認めたくないから余り声を出さない。子どもが努力しないんだという問題もあるから、親は先生に余り文句も言えない、あるいは変な物の言い方の父兄もいる。

だけど、そうじゃなくて、教育現場で恐らくそうだと思うのは、学力に達していない子をどういうふうにしたらいいか。普通の子どもだけれども、達していない子をどうするか。そこにもっとパンチのあるエネルギーのこもったような表現、これが新宿区らしくあってほしいなと。これは非常にこのとおりなんですよ。このとおりで全く問題ないけれども、僕はちょっとこれでは、10年後、そんなに変わった子どもはできてこないだろうと。新宿がいい子どもを送り出したぞと。いい子というのは使いやすい子じゃなくて、自分で物を考える、選別ができる、その能力を持っている子なんです。

だから、多少国語力が落ちていてもいいけれども、社会に出ていって社会常識的なことがわかる、そのためにはもうちょっとレベルアップする方法があると思うんです。というので、非常に優れた、放っておいても構わない文章を書く人たちはいいんだけど、もうちょっとそうでない、わかりやす過ぎて議会で問題になるような表現でいいから、パンチをきかせた表現をぜひ入れてほしい。

教育指導課長 本当に貴重な御意見をありがとうございました。まさに、10ページ、11ページのところで、事務局のほうでも随分これについては議論をさせていただきまして、やはり先生の御指摘のように、この表現ではパンチがないという御指摘のとおり、されてしまったなと思いました。

実は、取り組みの方向という10ページのところの6行目下のところに、表現として余りにもきれいな、「全ての子どもの学力の向上を目指し」。「全ての」。この中にまさにあきらめないという言葉の意味を実は込めさせていただいたつもりでありましたが、本当に先生が今、御指摘のような、これだとパンチがきいていないということなんだなということ、今しみじみとお話をお伺いしながら感じたところでございます。

実は、基本施策の1のところの3つ目の丸をごらんいただきますと、まさに事務局の中でも議論が出たのは、やはり毎日毎日の授業だと。実は、授業の中で、先生は授業をやってくださいますけれども、それでさっと通り過ぎたら、表現は適切ではありませんけれども、落ちこぼしてしまっている状態が常に毎日あるわけなんです。やはり授業のどこかの場面の中

で、適切に評価をしていながら、この子、達していないじゃないかとなったらば、ポケットの中に本当にその子に合った教材が入っていて、ぽっと渡してあげるとか、何かそんなことができない限りだめだと。これも、まだきれい過ぎましたので、それでもついていけない子もいるわけです。

そうなったときに、11ページの一番上のところ、ここで、今現在も本当に学校によって行われていますけれども、放課後等々での少人数補習教室とか、補充的な学習活動、これをまさに充実させ、そして必要な支援体制づくり、これはやっぱり、場合によると本当に全校体制で、何か私どもしていけないとだめだろうと。場合によると放課後、学校かもしれませんし、違う場所かもしれませんし、そんなことも考えていけないといけないと思います。

3の学習意欲の向上のところの1つ目をごらんいただきますと、場合によると、これは今現在やっておりませんが、コンピューター教室、あるいは図書館、図書室の開放等々も含めながら、場合によったら、これは他部にかかわりますから、これはどうなるかわかりませんが、放課後子ども広場という小学校のほうでの事業も行っております。そんなようなところとの連携などを踏まえながら、本当に見過ごしている子たちに対して、すべての子に対して力をつけていくという、何かそういう策をつけないといけない。

また、一番下をごらんいただきますと、やっぱりどうしても家庭にも課題がございますので、ここまですたていいのかどうかという議論が、実は事務局でもございましたけれども、学年掛ける10分、これは家庭学習しましょうという運動をしようじゃないかと。これは、また幅広くなってしまいますけれども、そんなような、私どもにとってはちょっと過激なことも書き込もうといった思いはございます。

ただし、それでもまだこれが、本当に今、羽原委員おっしゃられたようなインパクトからすると、まだパンチがないなといった点では、何かもっとインパクトのある、絶対にあきらめずに、できる子はもっと伸ばすし、できない子も全員伸ばすんだという、何か表現を、委員のお知恵をさらにいただきながら考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。羽原委員 すべてなのという考え方が、社会主義じゃないから、すべての子どもにすべての満足をなんていうことはないの、すべては目標であるにしても、すべてじゃないんですよ、現実には。段階的な問題もあるし、いろいろ個性もあるし、グルーピングされるので、その辺も余り、だからすべてなのという中に全部含まれていると、僕もそういう認識はあるんですよ。やらないと言っているんじゃないんですよ。だけど、そういう表現だと、本当のビジョンであるのかなと。親たちがやってもらいたい教育、この中のかなりの部分はもうちょっと勉強

させてほしいと。これは、親の問題もあるけれども、だけど、もうちょっとレベルアップをという、ほんのちょっとのレベルアップでもいいから、それをどうするかということで、すべてのではないんです。と僕は認識しています。

それから、続いていいですか。11ページ目の検定制度のところ、11ページ目の一番下から4行目、「子ども一人ひとりに学習の到達目標を掲げ」、これはだれが掲げるんですか。子どもが掲げるんですか。先生が、学校が掲げるんですか。主体的な学びというと個別で、前のほうを見ると、どうも大人どもが掲げさせるようなんです。表現としては、ちょっと工夫をしてください。

木島委員長 よろしいですか。どうぞ、指導課長。

教育指導課長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。まず1つ目につきまして、本当にそこら辺のすべてのといったところの表現をまたもう一工夫させていただきまして、また来週の教育委員会の場で、また御意見を賜れるように工夫したいと思います。

また、今2つ目に御指摘いただきました点、これにつきましては、やはりこれは子どもたちが主体的なものでなければならないと思います。本当に一人一人が、多分、もちろん違った能力を持っているわけですので、自分は何級までいきたい、まさにそのために勉強していくというまさに趣旨がそこですので、本当に表現的なことも含めまして、またもう一工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

白井委員 別な話です。やはりこのビジョンを策定して、それが効果を発揮するというのは、ひとえに人材確保にかかっていると思うんです。その人材確保というのは、言うまでもなく教員、校長先生ということで、その辺については37ページ以下で触れられておりますし、区だけでできる問題ではなくて、都や国へ働きかけていくというようなことを書かれているんですけれども、それは並行してやっていただくとして、やはり区として、教員、校長先生、現場の人材確保というものに関して、人事権がない段階で、もっと何かできないかというような視点です。その辺、何かちょっとアイデアというか、ないでしょうか。

教育指導課長 今、御指摘の点につきましては、まさに課題11、学校の経営力の強化といったところでございます。以前の協議会の場でも、委員の皆様から御意見をいただきました。確かにそのとおりだと思いますので、実際にどんな形でできるかという、まだ具体的なことまでは書き込めていないところがございますけれども、38ページの取り組みの方向のところの1つ目の丸でございます。「校長の裁量予算の一定枠を確保するとともに、公募制なども含めた校長の学校経営ビジョンにもとづく人事権の拡充に向けた取り組みを進める」、わ

かったようなわからないようなことでございますけれども、10年後を見据えて、今すぐということになるかどうかわかりませんが、人事権移譲も含めながら、そのときには、校長のほうから学校経営方針はこうなんだと、そしてそのためにはこんな人材が欲しい。そんなような発信のもとで集まるというような、そんなようなことも1つ、取り組みの方向の中に入れ込むことができるのではないかとということで、以前、本当に委員の皆様からも御意見をいただきましたので、1つ丸をつくらせていただいたところでございます。

以上でございます。

白井委員 やはり行政として書くときに、もちろん、多分予算の裏づけのない形で書くという苦しさから、こういう表現が多分限界なんだろうというふうに思うんです。ですので、私はそれは理解した上で、ただ、せっかく10年後の方向という部分を打ち出すわけなので、それに当たっては、人事権が来るまで待てる、また人事権が来る保障もないわけなので、新宿区独自の人材確保という部分は、やはり10年後を見据えて教育委員会で私は打ち出して、それに関する予算は、議会その他区長部局等と話し合っただく課題として掲げて、私はもうちょっと新宿区自体の教育、現場への人と物ができるビジョンを、この中に入れたいなと個人的に思っています。

羽原委員 49ページのビジョンの実現に向けての最初のところ、要するに「教育委員会が事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出」、これは何年刻み、毎年ですか。3年刻みですか。

教育政策課長 基本的な考え方は、現在も行政評価を区長部局で教育委員会の政策についてもやっておりますので、考え方は1年スパンでやったものについての評価を翌年するというのが基本的な考えです。

教育長 今回の件についてですけれども、今回、地教行法が変わって、教育委員会の評価制度というのができました。今、答弁申し上げた部分は、区長部局で教育委員会がやっている事業について、施策レベルですけれども、評価をするというのは、新宿区全体の事業評価ということでやってきていますが、ただ今回新たに地教行法、教育委員会として教育委員会の事務について評価を受けるという、また別枠での法律上の根拠ができましたので、そこら辺はどういうやり方をするか。いずれにしても毎年評価することになるというふうに考えています。ただ、どういうふうに評価をするかについては、もう少し検討の時間が必要だと思っています。

羽原委員 そのページで、これ全くついでですけれども、もう終わりだから疲れてきたか、

ミスパンチが幾つかある。この真ん中辺に「広く区民に公表しく」。それから、その下のところの2の教育センター機能の充実の三、四番目、「教育開発室ム等」。商売柄なので、すみません。

木島委員長 熊谷委員。

熊谷委員 ちょっと質問なんですけれども、この最初の扉のところ目次があって、 章、 章、 章、 章立てになっていますよね。大変よくできていると思うんですけれども、7ページの 章のところには、課題ごとの計画の内容と書いてあるんですけれども、計画というのが急にここで突然出てくるんです。ですから、前にもちょっと申し上げたんですけれども、かなり早い段階に、課題とか計画とか方法とか施策というのがきちっとしてないといけなかなというふうに、素朴に思うんですけれども、これは何か意味がおりないのでしょうか。

教育政策課長 基本的に7ページ、8ページのところの第 章のくくりは、3つの柱と14の課題ということで、ここはこの章の目次的なものになってございますが、その後のところ、タイトルをあえてわかりやすくということで、14の課題ごとの取り組みの方向と基本施策と、そういう項目を立ててございますが、それは第 章の中の1つの、ある意味では小見出しみたいな感じでございますので、特別な思いはないのでございますが、ちょっとわかりづければそのあたりの整理はもう一度やりたいなというふうに考えてございます。

特に、課題のつくり込みについて、全体的に流れの中で、こういった頭からずっと見ていただいたときに、わかりやすい、見やすい、そういったところでの見て、新宿区教育委員会が何を考えているかというところをしっかりとわかるような体系づくりに今までも努めてございますが、今の御意見も含めて、十分、次回までに何とか一定の考え方を整理した上で御提案したいというふうに思います。

熊谷委員 私、何でもこういうことを申し上げているかということ、これやはりどんどん各課の思いとか、それから最終的な物、人、予算とか金とか、そういうことを考えられてつくられているので、どうしてもできるだけ疲れにくいといいますが、そういうふうになっているので、パブコメにかけるときに、やはり全体の流れがかなりしっかりしているということが大事だと思うんです。それで、多分、私も含めて一般の人は、まずここで何が言いたいかって、大見出しで見ていくと思うんです。気になったところについてそこを詳しく見ると。通常の小説みたいに頭からずっと読んでいくことはしないので、まずこの全体の構成がきちっとしていることと、先ほど羽原委員言われていましたけれども、本当に、どこになるんでしょ

うか、ここは新宿区で特に力を入れたいというところに、うまく一般の人たちが興味をそそるような構成にしてほしいんです。

ですから、そういう意味で全体がきちっと流れていることと、特にこの中でここというのがわかりやすいような。だから、やはり柱なのか課題なのかどうなのかというようなことは、一目瞭然といたら変ですけれども、もっともっと私の好みから言えば、できるだけ無駄なことは切っちゃって、大事なところだけ流して、もう少しぜい肉を落としてもいいかなというのが私の意見です。

以上です。

羽原委員 章の中の課題14は目次にあったほうがいいですね。全体で網羅的に見るにはそのほうが。

熊谷委員 特に、こういうような参考のがつかないわけですから、一般の人がぱかっと見て食いつくようなところにね。

教育政策課長 今、御指摘いただいたのは本当に重要な点だなというふうに認識しました。特に、新宿区はこういう教育ビジョンを10年スパンのものをつくるということでございますので、しっかり教育委員会として区民の方にメッセージ性をしっかり持たせるために、めり張りのきくといいましょうか、流れのよい、具体的にどういうところに重点的に課題を整理して、何をやろうとしているのかというところが、なるべくはっきりと出るような形で体系づくりについては、十分また今後も検討させていただきたいなと思ってございます。ありがとうございます。

白井委員 そういう意味では、さっき確認したんですが、パブコメに基本施策も、主な取り組みなども出すんですね。この参考のってとってもよくできているから、一番最後にこれを表としていかがですか。

教育政策課長 全体的な政策の体系については、これは直接ということじゃないにしても、全体の体系の図がわかるような形のものは少し工夫したいと思いますので、具体的な施策を出して議論いただくという形ではございませんので、私どもが新宿区教育委員会として何を考えているかという基本的な柱や課題なり、基本の施策がしっかりと書いているというものについては、ちゃんとこの段階のものについても整理をしたいなというふうに思います。

白井委員 この中での基本施策は入るわけですね。ですから、そのこの部分のこの表を主な取り組みの例示のところだけ除いて、後ろにこうやってくれると、逆にその横に御質問者がメモ書きで何か御意見を書けるような、そのぐらいのだと、とってもこれわかりやすくてよ

かったので、区民の方にもこういう形で知らせてあげたらいいんじゃないでしょうか。

教育政策課長 今回の御指摘もっともでございますので、そういった方向で作り込みをしたいと思います。

木島委員長 ほかに。

皆さん、非常に活発に御意見を言っているのですが、私が今さら何も言うことはないんですが、羽原委員のおっしゃることというのは、非常に大事なことだと思うんです。そうすると、この10ページ、11ページにかけて、一生懸命羽原委員の御指摘のところを入れようとしているということもわかるんです。だけど、文章が分散しているんだろうと思うんです。ですから、どこかのところに、ここで分散して言っていることをまとめて、きちっとした項目なり何なりにすればはっきりするのではないかという気がします。

それと、もう一つは、ちょっと気になったんですが、14ページあたりに健やかな心と健やかな体づくりのところの取り組みの方向ですけれども、この道德教育という中に含まれていることはわかるんですけれども、思いやりの心を育てるとか、お互いの命を大切にすることというのはもちろんですけれども、基本的には他人に迷惑をかけないという教育、この文章が入っていないと思うんです。だから、道德教育の中にそれは当然入っているんですけれども、他人に迷惑をかけないということ、それが基本的に一番大事なんじゃないか。ところが、文章を探しても、どうもその言葉が入っているところがないので、ぜひそれをこの辺の中に入れていただきたい。

どうも最近、家庭教育でもそうだと思うんですけれども、迷惑をかけても平気だという親が非常に多いんです。例えば、たばこを自分が吸いながら、子どもを平気で連れて歩くとか、そういうところもあわせて必要なのではないだろうかという気がいたします。

どうぞ。

教育指導課長 ありがとうございます。

まず、10ページ、11ページ目、羽村委員、そしてまた委員長から御意見をいただきましたので、ちょっとお時間をいただきます。またちょっと工夫させていただきます。

また、課題2につきましては、本当に委員長御指摘のように、現状と課題のところでは、今回12ページ目のところで、みんなで使う場所、使う物を大切にするという、あるいは決まりを守るという点についての規範意識についても、現状分析をしておりますので、当然、今御指摘のように他人に迷惑をかけないというような、そのようなものも当然書き込む必要があるなと感じておりますので、ちょっと書き込みをさせていただきたいと思います。ありが

とうございます。

木島委員長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。羽原委員、もう一言ぐらいあるんじゃないですか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

羽原委員 結構です。

木島委員長 それでは、特にほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

報告1 牛込地区学校適正配置の進捗状況について

報告2 その他

木島委員長 次に事務局からの報告を受けます。

報告1について事務局から説明をお願いします。

どうぞ。

副参事（学校適正配置担当） 報告1、牛込地区学校適正配置の進捗状況について御報告します。

報告1の用紙をごらんいただきたいと思います。

牛込地区の対象校決定後、下記のとおり学校関係者及び地域に対し、統合の取り組み方針の説明を行いました。牛込A地区につきましては、津久戸小学校と江戸川小学校、それからB地区は、富久小学校と天神小学校。

主に説明の方法ですが、まず1番目にPTAの役員会に今回の対象校、それから今までの経緯等を御説明をいたしました。それから、2番目に在校生の保護者、それから3番目には学校公開がございましたので、学校説明会におきまして、新1年生の保護者向けに説明を行いました。その際、新1年生の保護者につきましては、以前お配りしました牛込A地区、B地区、それぞれの小学校の現状と適正配置への取り組みというつづりを用いまして、それで説明をいたしました。

それから、地域の説明でございますが、まず地域につきましては、町連の会長と地区協議会、それから育成委員会、それから同窓会、町会と、あと学校関係者ということでございます。津久戸小学校につきましては16町会ございまして、江戸川小学校が8町会、それからB地区の富久小学校が5町会、天神小学校が3町会ということで説明に上がりました。

それで、2枚目ですけれども、各学校の役員会、保護者会、学校説明会はごらんのとおりのスケジュールで行いました。

それと、次の3ページ目でございますが、隣接する区立幼稚園と区立保育園、それから私立幼稚園、私立保育園、それから認証保育園、ごらんの幼児施設につきましては、一応定員数が573名ございまして、それぞれ次のページでございます簡単なチラシをつくりまして、統合対象校に決まりましたということで説明に上がりました。年長さんの保護者に配っていただくということでお願いに上がりました。統合対象校になりましたが、まだ時期は決まっておられませんのでということで、できるだけこの学区内のお子さまはぜひ来てくださということで、園長先生をお願いして配っていただいたということでございます。

それから、今後の進め方でございますが、富久小学校が10月18日土曜日の午後6時から、また保護者説明会を予定しております。そのほかの学校につきましては、校長先生、それからPTAの会長と相談しながら、また説明会の日程を決めまして、何度か説明に上がりたいと考えております。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

どうぞ。

副参事（学校適正配置担当） 補足をすみません。説明会に出たときに、主な質問等がございました。統合に関する質問につきましては、統合の時期はいつになるのか、あるいは統合後の校地はどちらになるのか。それから、統合の反対意見のほうが多かった場合は統合しないのか。それから、統合協議会のメンバーはどのような人たちで構成するのか。それから、新校の名前を決めるときには、公募してほしいと。そのような意見がございました。

それから、少人数に関する意見につきましては、小規模校がいいから選んできた人がいると。複数学級がいいから統合するというのは話が違う。それから、少ないから統合されるというのは納得できない。学校を減らす理由がわからない。それから、小規模校の影響として、プラス面やマイナス面、これは答申にあることなんですけど、書いてありますが、どういう根拠があるのかという御質問がありました。

それから、その他の御意見といたしまして、学校選択制の導入と適正配置計画は矛盾していると思う。それから、学校選択制はよくない。市谷小や早稲田小の人数を平らにする必要がある。それから、学力面で少人数の学校が劣っているという傾向は見られるのか。それから、通学の問題、安全について、地域の方をあてにすることはできない。それから、それぞれの学校の間には新校を建てればよいということです。それから、保護者アンケートをとるべ

きだと。それから、学校の標準規模が360から540となっていることについて根拠を教えてください。それから、最後に、職場の教師から統合の必要性の声が上がっているのかというような御質問がございました。

以上でございます。

木島委員長 いろいろ御質問があると思って、それにお答えするのも大変だろうと思いますがけれども、どうぞ頑張ってやってください。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告2、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

木島委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 4時45分閉会